

インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会
第7回会議

日時 令和3年10月18日（月）18時～
場所 公益社団法人商事法務研究会会議室
* オンラインにて開催

○**宍戸（座長）** それでは、「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」の第7回の会合を開始いたします。資料の確認等について、事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日も Web 会議形式で進めさせていただきます。事前にお送りした資料の確認をさせていただきます。本日は法務省にご作成いただいた資料1から7及び参考資料として、「ヘイトスピーチの表現類型」というマトリックス表のファイルも併せて皆様にお届けしております。お手元にお揃いでしょうか。それでは、ここからは座長の宍戸先生に議事進行をお願いしたいと存じます。宍戸先生、どうぞよろしくをお願いいたします。

○**宍戸** それでは早速、議事に入ります。前回は論点2の議論を終えて、論点3のうち、(3)のリツイート、(4)のリンクの設定、(5)の意見ないし論評について議論をさせていただきました、そこまで進んだというように記憶しております。今回は論点3の残りの部分から議論を再開し、できれば論点5まで進めたいと思っておりますので、どうかご協力をお願いいたします。まず、法務省から論点3について、ご準備いただいた資料に即してご説明をお願いできますか。

○**唐澤（法務省）** 法務省の唐澤です。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。まず、資料1のいつもの論点表ですが、今回、論点5を加えさせていただきました。加えた論点5の内容については、第2回の資料1、論点たたき台の該当部分と変更はありません。資料2は、本日続けてご議論いただく論点3に関する私案で、前回の資料6に相当するものです。内容や位置付けに関しては、前回のものと同じです。よろしくをお願いいたします。

○**宍戸** ご説明、ありがとうございます。資料に対するご質問などもあるかと思いますが、この後の実際の論点の検討の中で、適宜触れていただければと思いますので、ひとまず先に進ませていただきます。

まず、論点3から始めます。前回は論点3について、実務上特に問題がある(4)のハイパーリンクの問題と、(5)の基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の問題について、先に議論を行わせていただき、(3)のリツイート等による権利侵害の問題についても議論を行ったところです。今回は残りの論点のうち(2)のまとめサイトが、前回議論したリツイートの問題と同じプラットフォームに関連する問題ということで若干近いところがありますので、ここから議論をさせていただきます。その後で被害者の特定に関わる(1)の同定の問題、(6)のハンドルネームの問題を議論していくという手順で進めさせていただかないかご提案したいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まず(2)のまとめサイトの問題からご議論いただければと思います。資料2の私案では16ページからです。どこからでも自由にご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。森先生、お願いいたします。

○**森** 19ページの第3のリツイート等の直前です。これは多分、リツイート等のところとも関係することだと思っております。3の「裁判例を踏まえた考え方の方向性」で(1)(2)(3)とあり、(2)の「人格権を侵害するのは」の3行目からです。「したがって、ま

とめサイトの記事が人格権を侵害するものとして削除を請求することができる場合には、通常、当該記事全体を削除することができる」とあり、コメント欄も削除されるということで、これは全く異論のないところですが、問題は(3)のほうです。これは単純に転載する行為になっており、「単純に転載する行為であっても、当該転載行為が、当該情報を、新たに、より広範に社会に広めることとなるなどの場合には、転載元の記事とは独立して人格権を侵害する行為であると評価し得るものと考えられる」というところです。多分、裁判例の傾向などは全くお書きのとおりだと思うのですが、そのように言ってしまっているのかどうかというのは、ちょっと気にならないわけではない。

これはリツイートなども同じなのです。というのも、もともと単純転載の対象は何かというと、人格権を侵害する情報で、それをそのまま加工せずに転載しているということになります。単純転載なので意図は分からないわけです。前回も「バカ発見」のような話をさせていただきましたが、そのときにその趣旨は分からないにしても、単純転載というのはそういうものだ、どちらかと言えば批判しているわけではなくて賛同して、あるいは拡散目的でやっている決めてしまうしかないと思うのです。例えば名誉毀損の場合とプライバシー侵害の場合とで分けて考えられないかとか、プライバシー侵害であれば、他人に知られたくない事実が書かれているのを、そのまま更に公開するということなので、バシッとプライバシー侵害の定義に乗ってくると思うのです。名誉毀損の場合も、単純転載イコール更なる名誉毀損と考えていいかどうかというところは、基本的には賛成ですが、微妙に引っ掛からなくもないかなとは思いました。以上です。

○ 央戸 貴重なご指摘ですね。ほかにいかがでしょうか。曾我部先生、お願いします。

○ 曾我部 私も森先生と同じ方向です。例えば普通に個人のブログやホームページ、ウェブサイトにも名誉毀損記事が掲載された場合、削除の対象というのは名誉毀損部分になるのですよね。そうであれば、やはりまとめサイトにおいても同じように扱うのではないかなと思うわけです。

この場でも以前議論をしましたが、ネット上での削除と出版差止めの違う点として、出版だと丸ごと1冊止めることになるけれども、ネットの場合は問題部分だけの削除なので、ということが出てきたと思うのです。それとの関係もあって、まとめサイトの場合は原則として全体が削除の対象になるかというのは、ケース・バイ・ケースかなと思うのです。大阪地裁の保守速報のケースは、正に全体としてヘイトスピーチですよ。ですから、やはりちょっと特殊性があって、そこは当然に原則として全体が削除されるというところまではいかなくて、やはりケース・バイ・ケースなのかなと。ほかの種類のサービスとか、ネット上の表現形態との平仄を考えてもそうなるのではないかなというように思いました。ですので、森先生と方向性は同じかと思えます。以上です。

○ 央戸 ほかにいかがでしょうか。まず、巻先生から先にお願いします。

○ 巻 私も今、先生方がおっしゃったことと同じです。前回も申し上げたように、表現行為が密接不可分で分割できないような場合であれば、広く削除せざるを得ないかもしれ

ませんけれども、そうでない限りは先ほど曾我部先生もご指摘されたように、インターネット上の記事というのは、問題のあるものについて部分的に削除するというのも、技術的に容易であると思いますので、正に違法とされた部分についてのみ削除するというのが原則ではないかと思います。ですから、原則的に記事全体を削除するというのは、もう少し慎重になったほうがいいのではないかと思います。以上です。

○**央戸** それでは森田先生、お願いします。

○**森田** 先ほどの19ページの(3)のところで、「人格権を侵害する情報を編集や加工を加えずに単純に転載する行為」とありますが、これは転載元の情報は人格権を侵害する情報であることが大前提となっているのでしょうか。転載元の情報それ自体は人格権を侵害するものではないが、それを編集することによって、それにある意味を付与するという場合もあると思いますが、そうでない場合であっても、まとめサイトに転載することによって広く一般にアクセスが容易になって当該情報を新たに社会に広める場合には、そのことが違法であるという考え方もあり得ると思います。検索エンジンに関して、これと同じような議論がされているかと思いますが、ここでもそういう観点から、転載元のサイトは限られた人しか知らず、違法とまではいえない場合であっても、それをまとめることによって広く多くの人々が容易にアクセスできるようになることにより人格権の侵害が生ずる場合もありうるように思います。そして、転載元の情報がなくなったとしても、まとめサイトには情報が残り続けるという問題も生じます。このような観点は、ここでは捨象して、転載元の情報が違法である場合に限ったということなのではないでしょうか。

先ほどから、転載元の情報に対するまとめサイトの従属性の議論が出ていますが、必ずしも従属的な場合だけではなくて、まとめサイトが転載元とは独立に違法行為であると評価できる場合には、転載元の記事の削除対象が限られているからといって、まとめサイトの削除対象もそれに従属的に限られるということには、当然にはならないような感じもしますので、その両者の関係について、今申し上げたような理解でよいのかということをご確認したいと思います。

○**央戸** この点は法務省、いかがでしょうか。

○**唐澤** 3の(3)に関する森田先生のご指摘についてですが、文章を書いたときには、もともとの情報に侵害性があることを前提として書いておりました。最初に森先生からもご指摘がありましたけれども、前回ご議論いただいたリツイートの問題やハイパーリンクの問題で、それぞれ、引用をしてはいるけれども、どういう趣旨で引用していると捉えるのが重要であるということと、正に同じ問題が当てはまるのだらうと思います。

前回、森田先生や森先生から様々なご指摘を頂戴したところですが、3(3)に「加工を加えずに単純に転載する行為」と書いた時は、まだ前回のご指摘を頂戴する前でしたので、十分に考えられていなかったところではあります。もっとも、これはインターネット上の表現行為ですので、加工を加えずに単純に転載したとしても、客観的に拡散するという側面があること自体には変わりはなく、投稿者も、そのことは認識しながら、転載という行

為をしているのではないかと思います。元の情報が人格権を侵害する情報であるならば、それは程度の差こそあれ、インターネット上で拡散するのですから、当然それは違法性を肯定する事情となるのではないかと考えていたところです。

それから曾我部先生から19ページの(2)に関連して、全体なのか、それともケース・バイ・ケースなのか、あるいは巻先生からも、「密接不可分」と言えるか言えないかというご指摘をいただきました。正におっしゃるとおりであろうと思います。一言でまとめサイトと言っても、その中に出てくるテーマは1つではなくて複数ということが考えられます。その複数のうちの1つのテーマを書き込むことが人格権侵害に当たる1つの表現行為と捉えることができるならば、削除の範囲もそこに限られるのではないかと理論上は思います。あとは、技術的に当該まとめサイトが全体でないで削除できない場合も、もしかしたらあるのかなとも思うので、そこは実際の技術的な問題との調整が別途残るかなと思います。

○ 央戸 今、それぞれの委員の先生方からのご発言に対して、法務省からのお考えのご説明がありましたけれども、ほかに、あるいは今のことに関連して何かありますか。では森先生、お願いします。

○ 森 曾我部先生と巻先生からご指摘のあったように、もちろんケース・バイ・ケースであり、かつ、人格権侵害の部分に限定すべきであるというのは、全くご指摘のとおりだと思います。唐澤さんのご説明も、それに沿ったご説明をいただいたと思います。しかし、そうかといって一般論だけを書くのもなかなかあれなので、まとめサイトやTwitterをそのまま転載したほうを、仮に「転載メディア」と呼ばせていただきますと、転載メディアのメディア特性みたいなことを、ちょっと書いていただければいいかなと感じたところでは。

というのも、3の(3)のまとめサイトのところでも、割とすんなり単純転載でもいいとされたのは、やはりまとめサイトというのは、もちろん複数テーマということもありますが、人単位でまとまっていて、この人についてのある事件だったりするわけです。この人の来歴はこうで、両親はこうで、配偶者はこうで、子どもはこうでというのは、非常に権利侵害性が高く、これはもうそのまま削除しようという話だと思うのです。まとめサイトは人単位で、その人について調査したり、問題を指摘したり、場合によってはあげつらったりして、その人について重点的に書かれていることが多いのです。原則としてはこうだけれども、そういう場合は人単位でドバツと全部落とせちゃう、オーバーキルの可能性もないと。もちろんその人がどこの小学校を出たかということ自体、人格権侵害ではないかもしれませんが、やはりまとめサイトに書かれている場合には、それごと落としても全く構わないと思いますので、そういうメディア特性をお書きいただきたい。

Twitterの場合はTwitterの場合で、何分字数が限られているところもあって、「バカ発見」とか、「この人の言っていることはどうなのだろう」とか、すっきりした論評をしつつ転載することがなかなかできないという面もあります。もちろんそんなことはない、転載すれば直ちに違法だという判決もありますので、そうとは言い切れないわけですが

ども、どういう趣旨で転載しているのか分からないということが、Twitter の場合は多いですねと。そういうメディアの特性に応じて、少し結論を書き分けていただけたらいいのではないかと思います。以上です。

○ 奥戸 今後の取りまとめを深掘りしていく上で、非常に重要なご指摘をいただいたかと思えます。

今ご提案いただいたように、まず一般論だけだと、どちらとも言え、こうであればトートロジーか、あるいはこうとも言えるみたいなふんわりした感じになってしまうので、メディア特性など、あるいは人格権侵害の内容、被侵害利益の内容、侵害の態様ですね。当たり前のことですがけれども、それらに即して少し整理して、考え方を整理する、今日のご議論を踏まえて、もう一度裁判例を見直して検討させていただくということではいかがでしょうか。森田先生、どうぞ。

○ 森田 森先生にご質問ですが、「メディア特性」と言った場合に、まとめサイトのメディア特性はどこにあるのかという、その中身はどういう説明になるのでしょうか。

○ 森 大変失礼しました。転載するほうのメディアですので、例えばまとめサイトもメディアとして想定しております。まとめサイトに書かれる場合というのは、ある人についてその人のエピソードとともに、重点的にいろいろなことを書いて、面白おかしく仕立てているのがまとめサイトだと思うのです。それが典型だと思うのです。そういったメディアであれば、人単位でガバッとまとめて落としていく。逆にそのメディアが Twitter であれば、リツイートであればあまり書けない。良いとか、悪いとか、バカだとか、ちょっと同意できないとか、そういう転載者の意見を書けないのという意味での転載したほうのメディアの性質ということですか。

○ 森田 まとめサイトと言え、19 ページの(1)に「電子掲示板や SNS 等の投稿を」とありますけれども、これらに限られるということになるのですか。それとも広くその人に関わる情報を収集し、まとめたものは全て含むのでしょうか。

○ 森 そうですね。まとめサイトというのは、典型的には掲示板の投稿が多いと思うのですがけれども、それ以外のものでも載っているものはたくさんあります。

○ 森田 よく事件などが起きますと、加害者や被害者の様々な情報を集めて掲載するものがありますね。ああいうものは、ここで言うまとめサイトには含まれていないということですか。

○ 森 いや、私は含まれているものだと思っています。

○ 森田 そうしますと、そこで言うメディア特性というのは、ネット上から各人が誰でもアクセスして集めることができるような情報ではあるけれども、それをある人に関してまとめて一覧にすることによって、多くの人々がまとめて関連づけられた情報に広く容易にアクセスできるようにすること自体が、人格権侵害を増長する行為になり得るということなんでしょうか。

○ 森 はい、おっしゃるとおりだと思いますが、むしろ典型的なものというのを想定し

ています。まとめサイトというのは、結構典型的に酷いものがあるので、そういうものはまとめて落とせないかなという趣旨で言っているわけです。

○**央戸** 私がインタラプトするのも変ですけども、「まとめサイト」と言ったときに、何かやらかした人がいて、やらかした人の名前を出して「この人はどんな人」みたいなサイトをすぐに作る。私がまとめサイトばかり見ているようで恐縮ですけども、ネット上からいろいろな情報を集めてパパッと作って、この人の奥さんはどんな感じ、家族の人はどんな感じ、学校はどう、写真はネットで見つかるなどといって集めてくるようなもので、「どうでしたでしょうか」などと、最後に書いてあるようなものですよね。

○**森** おっしゃるとおりです。

○**央戸** まとめサイトとしてあり得るのは、何かのアジェンダなり、何かについて Togetter のような形で、いろいろなツイートをただひたすら集めてきているようなものもありますよね。だから、まとめサイトもいろいろあり得て、少し整理が必要かなと、森先生のお話を伺っていて思っていたのです。森先生のおっしゃりたいのは、そういう趣旨ですよ。

○**森** ええ、おっしゃるとおりです。私は、確かに1人のまとめ主が編集したものを想定していましたが、Togetter もありますし、掲示板も、言ってみれば1番の人がスレッドを立てて、やらかした人についてそこで思いきり、その人のテーマで延々と書いていくというのがあります。そこは「まとめサイト」と言っても、まとめている人が1人で、方向性が明確でというのもメディア特性だと思いますけれども、すみません。1つだけ想定していましたが幾つか書いていただいたほうがいいと思います。

○**央戸** 曾我部先生、お願いいたします。

○**曾我部** 今の話にも関わります。まとめサイトの場合は、やはり悪意を持って問題になる書き込みだけを集めてくる場合もあって、その点をどう名誉毀損法理等の枠組みで捉えるかということとも関係するのかなと思っています。その行為自体が非常に悪質で、公益目的もないと思うのですけれども、この点をどう評価するかによって、まとめサイト全体を削除できるかどうかということに関わってくると思うわけです。その辺りをもう少し整理して、どういう理屈でいけるのかということがポイントになるかと思っています。そうでないと、やはり個々の書き込みごとに削除していくという一般的な考え方に寄らざるを得ないと思うのです。メディア特性というところで、森先生がおっしゃった趣旨とはずれるかもしれないのですが、まとめサイトのある種のメディア特性という要素を、どう考慮していくのかというのを整理する必要があるのかなと思います。ですから、単純に転載しているということではなくて、判決などでもまとめて独自の編集を加えてなどということが書いてあるので、その辺の名誉毀損法理の中での位置付けという問題だと思います。解決策はお示しできないのですけれども、取りあえず忘れないうちに申し上げておきたいと思っています。

○**央戸** 森田先生。

○森田 今ご指摘のあった点は、先ほど申し上げた点にも少し関わるような気がします。ネット上の情報を収集して編集・加工し、新たに広範に社会に知らしめるという行為そのものを取り上げる場合には、それを良い目的で行うことも論理的にはあり得ることだと思います。そうすると、検索エンジンなどとの共通性が出てくると思います。ここで問題としているのは、むしろ一定の意図を持ってそういうまとめサイトを作ることによって、それが名誉権や名誉感情を侵害するような場合であるとすると、まとめサイトを作成した人の主観的な意図がそこからうかがわれるような場合には、単なる個別の情報の転載ではなく、全体として違法性を評価するという議論につながりやすいように思います。まとめサイトを先ほどのように定義すると、情報を収集をして編集・加工し、広く人々に知らしめるというその行為自体は、ネット上の有益な行為でもあり得るわけですから、まとめサイトを作成した趣旨や目的によって区別をする必要があるように思います。

○央戸 これはまだまだご議論できそうな感じもしますが、特に今日ご議論いただいたことを踏まえて、何か実務上問題になるもので、法務省で削除を試みられたまとめサイトの具体例に即して少し整理をしたほうが良さそうな気がします。今日のところは今いただいたご意見を事務局で引き取って、更に具体例に照らして検討するということにさせていただけないかと思います。唐澤さん、よろしいでしょうか。

○唐澤 ありがとうございます。承知いたしました。

○央戸 引き続き論点3の残された論点として、(1)の同定の問題と(6)のハンドルネームの問題があります。それぞれ何かご意見があれば伺いたいのです。まず同定のほうについて、何かありますか。曾我部先生、お願いします。

○曾我部 これは資料2の15、16ページまでの部分ですよ。

○央戸 はい。

○曾我部 15、16ページに書かれている考え方の方向性は、基本的に異存はないのですが、16ページの(3)の「スレッド内の後の投稿」に関しては、同定の問題というよりは、こういうものが違法になるのかという問題ですよ。これは違うところの話をしているのか。すみません。ごっちゃになっているかもしれません。

一般論として、例えばプライバシーの忘れられる権利系の話のような、投稿時は適法だったけれども、時の経過によって違法になっていく、公共性が失われていくという話と若干関連があるのかなと思っております。事後的に違法になったときには、これをどう扱うかという問題があると思うのです。あくまでも投稿時に違法かどうかは問題なのであって、事後的に公共性が失われたからといって違法になるわけではないという考え方を取れば、この16ページのケースも事後的な事情を考慮する必要はないという話になるのかもしれないと思うのですが、事後的に違法になるというケースも、ネットの場合にはあるのだろうと思います。もはや罪を償っているにもかかわらず、継続してこの記事が掲載されているのは違法であるということで削除を求められたときに、削除しないことが違法になるということはあると思うので、その考え方とある程度平仄を合わせて考えていくべきなのか

と思ったりもしました。これもまた解決策をお示ししないのですけれども、そういうコメントです。以上です。

○**央戸** ほかにいかがでしょうか。森先生、お願いします。

○**森** 曾我部先生のお話はごもつともなことで、私もそのように2つの方向性があり得ると思います。今までここでしてきたお話の流れとしては、どちらかと言うと事後的に違法になるものと考えようではないかという流れであったかと思うのです。私の思い込みかもしれない、我田引水かもしれない、そうであったらなと思っています。

特に名誉毀損の公共性みたいなことに関して、投稿時違法かどうかということは、割と難しい問題だと思うのです。この文脈、つまり同定に関して投稿時は匿名投稿だったけれども、後からこの人は誰か分かってるんじゃないのということになってくると、シンプルに考えると、やはりそれは消したほうがいいのではないかと。資料にきちんと入念にお書きいただいたように、損害賠償責任を負うかどうかはともかく、そうとは限らない、そうであったとしても客観的には権利を侵害するのだから、削除することが権利擁護の観点からは正しいというように書いていただいておりますので、私としてはこれで賛成です。

○**央戸** 同定について、何かほかにありますか。橋本先生、お願いします。

○**橋本** 私も森先生と同じような意見なのですが、1つだけ分からないところがあります。Aという発言とBという発言が組み合わさることによって、最初にされたAの発言についても違法性が出てきた、権利侵害の性質を帯びてきたという場面で、削除請求をするときにBのほうを削除することになるのか、それともABどちらを選んでもいいのか、あるいはAB両方の削除を請求することができるのか、その辺りが分からないのです。前回、森先生が最後におっしゃった時にも思っていたのですけれども、発言せずに終わりましたので、付け加えさせていただきます。

○**央戸** この点で森先生、何かありますか。

○**森** 多分、実務的には削除要請が来たほうということになると思うのです。ただ、手続的にはそうなのですが、どうなのでしょう。法務省で削除していただくときにも要請に基づかず一緒に削除されていると思いますが……同時に2つ発見するということがあり得ます。その場合、裁判だと来たほうを削除するのですが、確かにご指摘のとおり、どうしたらいいかということが抽象的には問題になるなと思いました。どうすればいいのでしょうか。それこそケース・バイ・ケースではないかと思いました。

○**央戸** よく考えると、これは意外と難しいですね。いかがでしょうか。唐澤さん、お願いします。

○**唐澤** 今の点ですが、基本的に我々が実際に相談を受けるのは、こちらにこう載っていて、こちらにこう載っていて、合わせると同定できますという情報も含めてもらうので、両方削除要請をしているというのが実際ではあります。

○**央戸** 同定についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ、一番最後に残された、重要でないという趣旨ではないのですが、(6)のハンドルネームについ

てです。資料 2 の 29 ページから書かれているところで、裁判例を踏まえた考え方の方向性は、31 ページに記載されております。これについてはいかがでしょうか。こちらはこれでひとまずよろしいでしょうか。森先生お願いします。

○森 これはこれでちょっと意見が分かれているのかなと思っています。分かれているのでご指摘にたおすということで、取りあえずオフライン、つまり現実の人物の同定ができなければやめておくかというのは、全くご見識だと思うのですが、そうではないという意見もかなりあります。

あと、どうなのでしょう。30 ページの東京地判の裁判例です。「※ 学説について」のすぐ上のところに書いてある 125 番のものです。「名誉感情に対する侵害行為に関しては、社会的評価の低下の有無は問題とならず、原告に向けられた投稿がされたという事実があれば足り、一般の閲覧者の通常の読み方を基準にして、当該記事の対象が原告であると特定できることを要するものではない」とはっきり言っていて、何となくそれなりに説得力があるかと思うのです。いかがでしょうか。私も最終的な結論としては、これで結構かと思うのですが、少しこの裁判例は気になりました。以上です。

○中央 法務省でお書きになったのは、名誉権やプライバシーの侵害を認めることはできないということで、名誉感情のことは何となくぼやかして触れないで 31 ページを書いておられるわけですね。いかがでしょうか。森田先生。

○森田 ハンドルネームから同定できない場合に、名誉権やプライバシー侵害を認めない理由をあまり積極的にこの文章では書いてないように見えますが、これを書くとする、という説明になるのでしょうか、というのが私の質問です。

○中央 まず法務省、いかがですか。

○唐澤 そもそもハンドルネームというものと、実際にそれに基づいて損害賠償請求をする主体との関連性の強さにもよるのかなという気がしております。

○森田 ハンドルネームが使われている場合に、同定できなくても、その背後に特定の人が存在しているとすると、その人がある活動をするときにハンドルネームを使っていて、その分野では一定の社会的評価を得ているといった場合に、それがハンドルネームであるときにはその人に対する名誉毀損が成立しないのはなぜなのかということに対して、答えなくてはいけないと思うのです。

1 つの可能性としては、ハンドルネームというのはネットの世界だけで用いられるものであることから、現実の世界に実在する人物から独立したアバターと言いますか、別個の人格をつくり上げるものであって、ハンドルネームに対する侵害というのは、それが攻撃されているにすぎないと捉えるものです。現実の世界では実生活におけるその人の社会的評価というものがあるわけですが、ハンドルネームは、それとは切り離されたネット上の人格という、個人的人格とは別の独立の人格をつくり上げるものである——「分人」という言葉を使う方もおられますが——と捉えたうえで、ハンドルネームに対する権利侵害というのは、このようなネット上の人格に対する侵害というのを認めるかどうか問われて

いると考えるものです。このようなネット上の人格を認める立場もあり得るところですが、現時点では複数の人格を使い分けるところまではまだ認められていないというのが、ハンドルネームに対する権利侵害を認めない1つの理由として成り立つように思います。

別の可能性としては、ハンドルネームから実在の人物を同定できない場合には、そもそも特定の個人がその背後に実在するのかが否かが明らかではないということがありえます。複数の人が同じハンドルネームを使っている可能性もあるし、ハンドルネームに対応した特定の個人が実在するかどうかすら分からないとすると、ハンドルネームに対する攻撃によって個人の権利が侵害されていることが特定できないというのが、ハンドルネームに対する権利侵害を認めない理由として考えられます。

このようにハンドルネームに対する名誉毀損やプライバシー侵害が認められないと考えるときには、いくつかの理由があり得ると思います。これに対し、先に述べたようなネット上の人格というものに独立性を認めて、ハンドルネームに対する権利侵害を肯定する考え方もあり得るところで、論点としてはあるのではないかと思います。現時点では一般にそこまでは承認されていないというのが、ハンドルネームに対する名誉毀損やプライバシー侵害が認められない1つの理由ではないかと思います。

○**央戸** 曾我部先生。

○**曾我部** これも思い付きレベルで恐縮ですけれども、名誉毀損の場合はこれでよいと思うのです。ただ、プライバシーに関してもこれでよいかというのが、よく分からないのです。名誉毀損の場合も、ハンドルネームで社会的活動をしているので、それとの関係でハンドルネームに固有の名誉権が成立するという理屈はあると思うのです。しかし、プライバシーというのは、そのハンドルネームで活動している社会生活とは別のペルソナの話であり、あくまでも自然人の別の側面の問題なのであって、もちろん芸能人のような者は、自然人の様々なペルソナの中でそれを横断して、その名前を使っているわけです。これに対しネット上のハンドルネームというのはネット上の活動だけのことで、そこにその人が不倫をしているとか、何々をしているなどということ、プライバシー侵害があるのかというのはどうなのでしょうね。これもまたご質問するだけですみませんが、ちょっと疑問に思いましたので、忘れないうちに申し上げておきたいと思います。以上です。

○**央戸** 森先生お願いします。

○**森** 全く、曾我部先生のおっしゃるとおりだと思います。私が、最初に125番の東京地裁の裁判例が説得的だと申し上げたのは、名誉感情を問題にすると、社会的評価の低下を媒介しないので、こっちに向かって、私に向かってひどいことを言われて名誉感情を害されましたということは、実際に私のほうに向いていけば、私がどのようなステータスでもあまり関係ないのかと考えたわけです。

プライバシーとか名誉毀損になってくると、これは当該ハンドルネームを用いて社会的活動を行っていると言えるかどうかということになってきて、その社会的活動というのは、なんとなくオフラインを含まないと駄目なような気がするのです。現時点において、果た

してそのように言えるのかという気もしています。例えば YouTuber であれば、これは間違いなく社会的活動をしているので、はじめ社長にしてもヒカキンにしても、リアルで「この人」と分かってしまうわけですから全然 OK だと思います。匿名で、一応マスクみたいなものを付けて出てきて、自衛隊の OB とかいますが、あれも、周りの人は誰であると知っているわけですので、社会的活動を行っているということでもいいと思うのです。

VTuber みたいなものになってくると、すごい人気があって、すごい稼いでいる人で、ライブを大々的に広告していたとしても、実際には誰だか分からないような人も出てきています。そういうところで信用毀損みたいなことがあった場合に、最近の状況として、それでいいのかという気がしています。

ちなみに 31 ページの上のほうに、山口いつ子先生が、「攻撃対象になった当人にとっては不利益があるのだ」とおっしゃっています。松井先生は、「いや、そんなことはない」と松井先生ではなかったでしたか、すみません。どなたかは「そんなことはない」とおっしゃっていると思うのです。これは、いつの原稿か分からないのですが、表題が「パソコン通信における名誉毀損」なので、そのときに両論あったのが、今になるとそれはだいぶ地勢図が変わっているだろうという気がしています。そういう意味でも慎重さを要求されるのかと思っています。

○ 央戸 いかがでしょうか。これも、今いただいたご指摘を踏まえて、基本的にはひとまず消極的に考えるのではないか。ただ、なぜそのように考えるのかという理由付けはきちんと整理する。それから、名誉感情侵害と名誉権、プライバシー侵害とは区別するといったご指摘とか、他にも重要なご指摘を幾つもいただきましたが、それを踏まえて、また整理させていただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。今後関連する議論、あるいは中間取りまとめに向けた議論の中でもご意見をいただきたいと思っておりますので、論点 3 の議論は一旦ここまでとさせていただき、次に、論点 4 に進ませていただきます。今のインターネット上の誹謗中傷等を考えるときに非常に大きな論点かと思っておりますので、これについて先生方のご意見等を伺いたいと思っております。

「論点 4 (個別には違法性を肯定し難い大量の投稿) について」、法務省に資料 3 を準備していただきましたので、まず説明をお願いします。

○ 唐澤 資料 3 は論点 4 に関する私案です。意見等にわたる部分が担当者の個人的見解であること等については、これまでの私案と同様です。「個別には違法性を肯定し難い大量の投稿」の問題は、特定の者が大量に投稿している場合と、複数の者により全体として大量に投稿がされた場合とに分けて考えることができるのではないかと思います。これについて、1 つは名誉感情侵害があるといえるかが問題になってくるかと思います。また、最後に、名誉感情侵害を肯定できない場合にどのように対処することが考えられるのかということも少し書かせていただいています。よろしくお願いたします。

○ 央戸 ただいまご説明いただきましたとおり、論点 4 についても、資料 3 をたたき台としてご議論をお願いします。論点 4 は、人格権の侵害が認められ、それを理由に削除でき

るかという問題について、(1)特定の者が大量に投稿している場合と、(2)複数の者により、全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合とが掲げられており、さらに、(3)で今、唐澤さんからお話がありましたように、このような人格権の侵害が認められない場合の対処について検討するというステップになっております。人格権に基づく法的な対応ができるのかどうかという点で、(1)と(2)というのは同じ問題ですし、相互に密接に関連するものですので、(1)と(2)についてはまとめて議論を行います。その後、(3)人格権の侵害が認められない場合について検討するという手順で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

特定の者が大量に投稿している場合、あるいは複数の者により大量の投稿がされている場合。この大量投稿の問題は司法手続だけではなくて行政機関、あるいはプロバイダー等事業者に期待される役割など、いろいろな観点からご議論いただけるかと思っておりますので、自由にご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。資料3の5ページ辺りになると思います。橋本先生、お願いします。

○橋本 直接論点に関わらないことで恐縮なのですが、資料の2ページに、最高裁の平成22年の判決が引用されています。3行目から4行目の辺りに、「特段の根拠を示すこともなく、本件書き込みをした者の意見ないし感想としてこれが述べられていることも考慮すれば」といったフレーズがあります。特に、「根拠を示さず」のところは、その数行下の②で「侮辱の根拠の有無」が特出しで書かれています。そもそも侮辱に根拠があるのかもよく分かりませんが、名誉感情の侵害との関係で、根拠を示したかどうかという観点から意味を持ち得るのか、私には分かりかねておりますので、ご教示いただければと思います。

それから、先ほど読み上げました「特段の根拠を示すこともなく、本件書き込みをした者の意見ないし感想」という部分です。これが、根拠を示さないから意見ないし感想にすぎないという趣旨なのか。その「根拠を示」さないことと、「意見ないし感想」との関係が判決文からは少し読み取りにくいところがあります。あるいは「侮辱」でないことを「意見ないし感想」として言い換えているだけなのか。この辺りもよく分かりませんので、教えていただければということで、お願いいたします。

○宍戸 これはどなたかを指名するというものでもないような気もしますが、いかがでしょうか。やはり侮辱といっても、人を見て、他人にこう思われるというのが傷付くということが入っていると考えると成り立つような気もするのですが、どうなのでしょう。あるいは、単に何も考えないで、軽く侮辱的な言葉を言っただけなので、言われている側はそんなに傷付くものではないということなのか、私もよく分からないのですが。森先生、お願いします。

○森 私も全くの推測ですが、根拠の有無というのは、結局その説得力というか、先ほど宍戸先生がカジュアルに言っただけだったら大したことないのではないかというお話をされましたが、やはりそういうことで、「バカ」とか「頭おかしい」というときに、根拠

を述べずに「バカ」と言われてもあれでしょうが、例えば、こんな重要な問題について言及しないからバカだとか、こんなことを言っているからバカだということとは説得力が、仮に侮辱のレベルでも違うということなのかなと思います。

○**央戸** いろいろな考え方があり得るところですが、いかがでしょうか。橋本先生の問題提起に、誰かが責任を持って答えられそうでもなさそうな気もしますが、橋本先生のご質問に対してこうではないかということであってもそれ以外でももちろん結構ですが、いかがでしょうか。森田先生、お願いします。

○**森田** この判決で、侮辱について述べた部分が、これから一般的な基準を引き出すことを想定してされた判示なのかどうかという点にも関わるところですが、最高裁はそこまで意図していないのに、この結論部分を述べたところから一般的な基準を抽出して、それに基づいて議論するという組み立てがやや踏み込みすぎではないかという疑念は残るところです。ここに書いてある理屈が成り立たないわけではないのですが、無理に、最高裁は一般的な基準を示しているからこれに従って論ずるという形をあまり強く採らないほうがよいのではないかという感じを持ちました。

○**央戸** 他にはいかがでしょうか。なんとなく、私もこれは軽い事例判断なのかなという気もします。他方、法務省からすると、実際に自分たちが人権侵犯として削除請求するときに、最高裁判決があるのだから、それを手掛かりにして何か基準を導いて説得力ある形でプロバイダー等にもものを言えないかというように、どうしても実務的に考える部分は残るのでしょうか。そこまで読み込む判決なのかという問題提起をいただいたのだと思います。森先生、お願いします。

○**森** もちろんそこはなんとも言えないのですけれども、然は然りながら第3の論点4の1に対するまとめとしては、ここに書いてあるとおりの、特定の者が大量に投稿したときは、社会通念上許されるかどうかで判断する。かつ、投稿については、繰り返された場合には全体か又は繰り返された時点のあるところ以降、これも事例判断という、このまとめでうまく書いていただいているのかと思いました。

○**央戸** 他にはいかがでしょうか。森田先生、お願いします。

○**森田** 第3と第4において、「特定の者」と「複数の者」という区別で論じられているところですが、特定の者については、古典的な考え方によっても、大量の投稿が一定限度を超えるときは、それは受忍限度を超えるものとなるという説明が成り立ちやすいと思います。これに対し、複数の者の場合には、個々人の行為を単独に取り出した場合には受忍限度を超えていないにもかかわらず、それが複数の者によりなされた場合に、全体として受忍限度を超えるという評価を理論的にどのように説明するかは難しい問題なので、この点については明示的に説明されていませんが、結論としてはこれでよいのではないかと思います。

仮にこの点を説明する理論を考えるとすると、複数の者の行為が関連して共同することにより、社会通念上一体となっており、ある種の共同不法行為が成り立つというふうに説

明することが考えられます。ただ、民法 719 条が規定する共同不法行為責任それ自体は、損害賠償責任を基礎づけるものであり、差止請求が問題となる場合における共同不法行為については、従来は、例えば、大気汚染が問題となる場合において、複数の企業が汚染物質を排出しているときに、それぞれの企業に対してどのように差止めの対象となる排出量の限度を割り振るかというような議論しかされていないので、こういう局面における共同不法行為についてはあまり論じられていないと思います。

先ほど議論があった、複数の投稿がされた場合における被害者の同定の関係でもこれと類似の問題があったところですが、A の投稿と B の投稿とが合わさってはじめて全体が違法性を帯びる場合に、A の行為をした時点では、主観的には違法であるという認識はなかったわけですが、A の投稿に重ねて投稿を行った B のほうには違法であるとの認識があるので、既に大量な投稿がされていることを知りながら更に投稿をした者については、主観的な関連共同性が認められるわけですから、一体として違法性が評価されても問題はないといえます。これに対し、A の行為について、その後に行われた B の行為も含めて、全体を一体として違法であると評価する場合に、それをどのように説明するかについては、A には主観的な関連共同性は認められないので、A と B の各行為が社会通念上一体をなすものと認められる程度に関連し共同しているというような、客観的関連共同性の考え方を差止請求の局面にも及ぼすという議論が必要になってくるように思います。その辺りについては、民法ではどうなっているのかと問われても、確立した考え方はないと思いますが、この点に関する見解について確立するまでは十分な説明ができないとすると、対応がやや後手に回ってしまうおそれがあります。

しかし、被害者の救済という観点から受忍限度を判断するときには、複数の者の行為が相互に関連し共同していて、被害者からみればいわば集団的に行動しているように感じるわけですから、それを基準に違法性を評価するという理論を立てることに合理性が認められるのではないかと思います。

○**央戸** 他にはいかがでしょうか。巻先生、お願いします。

○**巻** 私も、森田先生がご指摘された意見と同じです。共同不法行為として考えるというのは本当に難しいかと思いますが、正に被害者の観点からすると、それが特定の者でなくても、複数の者が大量に投稿して、それが蓄積されて、インターネットの特性上、半永久的に残るということは、社会通念上受忍限度を超えると言えらると思うのです。森田先生が言われたように、被害者救済という観点からすると、こういった複数の者による大量投稿について、名誉感情の侵害を認めるということはあるのではないかと思います。

○**央戸** 曾我部先生、お願いします。

○**曾我部** この複数の者による投稿の話なのですけれども、不法行為はなかなか成立し難いという話がありますが、いわゆる人格権侵害、どう言ったらいいのか。要するに、この検討会の最初のほうで、結局は裁判基準でやるのだということがあったと思うのです。こういうものは、多分差止めも不法行為も成立しないのではないかという気がしています。

もしそうだとすると、それとの関係で、この場では削除を認めるということはどのように考えるのかという点があります。

それはクリアしたとしても、もう1つ、削除の範囲です。6ページの上から3段落目の「この場合」という段落を見ると、削除の範囲は限定的だと書いてあります。限定的だとすると、どのように判断するのかということです。いろいろな誹謗中傷がどんどん来るときに、一体性というのは一応抽象的な基準としてあるのかもしれないのですが、何をもって一体とするのかというのはおよそ分からない。例えば、ある1つのきっかけですよ。テラスハウス事件で言うと、コスチューム事件というので誹謗中傷が来たわけです。コスチューム事件に絡むと思われる誹謗中傷は全部一体なのかというと、これはかなり広がるということもあります。それ以外で一体性を判断する手掛かりというのはどこにあるのかということ、その削除範囲が非常に難しい。

かつ、この大量の誹謗中傷に関して言うと、その一つひとつを見ると必ずしも違法とは言えないものも含むということになるので、要するに、殺到したときには何らかのネガティブなコメントは全部削除するという話になるような気がします。そういう理解でいいのかどうかということも思ったりします。「この場合」の段落の記述について、どういう考え方をすればいいのかということについて、もし何かあればお願いします。

○ 央戸 先に、私のほうから一言言わせていただきます。正に曾我部先生がおっしゃったように、大量投稿、特に異なる者による大量投稿への対応は、普通の裁判手続では難しく、裁判例もない。基礎付ける裁判例も難しいかもしれない。ただ、行政機関による削除要請、あるいはプロバイダーの自主的な対応をお願いすることはできないのか。判例法理に少なくとも反しない範囲でそれを支えるロジックというのはいり得るのか、ということでこの場でご議論いただいているのかと、私自身は先ほど申し上げたとおっています。唐澤さんのほうから何かありますか。

○ 唐澤 私も、まとめきらずに申し上げるのは恐縮なのですが、裁判例とか裁判実務で、事実上対応できないという意味が、どのような意味において対応できないのかというところは1つあるのかと思っています。1つのプロバイダーを被告的立場として、相手方として考えていくのか、それとも、あまたいる投稿者を相手方として考えていくのかということは多分ある。あまたいる投稿者をもし相手方として考えるのであれば、そのあまたいる投稿者を相手に裁判を起こすことというのはなかなか難しいわけですから、事実上、そういう裁判はないが、論理的にはそれをどう考えるか、もし訴えを起こされたらどのように考えればいいのかということは検討できるのではないかと思ったのが1つです。

それから、ある一定の時期において、大量の投稿が集まることによって、完全に名誉感情を害しているという状態が生まれると思います。生まれた後、先ほどもご指摘があったように、それを認識しながら投稿する人たちはアウトだと思うのです。それでは、その前に行われた投稿というのは、放置しておいて本当にいいのかという問題があるかと思います。

というのは、インターネット上、その情報というのは放っておけばずっと残り続けるわけです。全体として名誉感情侵害という状態が生まれてもなお、その人には削除義務は発生しないのだろうか。そういう違法状態になっているのであれば、その投稿というのは、その個人において削除する義務、作為義務が生じているのではないかと。そういう不作為の違法状態というものを考えていくと、その時点で全体の削除というのも認めてしかるべき理屈というのはどこかで考えることができるのではないかという気もしています。

それが、先ほどお話があったような、共同不法行為の話も含めて理屈を付けることができるのであれば、まだまだ理屈の上で全体の削除というのはできる余地もあるのではないかということも考えたりもしました。

○**宍戸** 今のご発言も受けて森先生、お願いします。

○**森** 唐澤さんのお話に賛成なのですからけれども、唐澤さんほど理論的には申し上げられない部分があるかと思いつつ、曾我部先生のもともとのご意見に関してですが、もちろん裁判所の判断と反しないということは必要だと思います。これに関しては、4 ページのイの⑥を見ると、本文の一番下辺りに、「特に投稿主体の同一性に言及することなく投稿数を考慮する」というものもあるようですので、裁判例としては分かれていると言ってもいいのかと。他の人の投稿を考慮しては駄目だということも、もちろん考え方としてはあり得ると思うのですが、そこは分かれていますので、救済としてはあり得るというように、先ほどの宍戸先生の話もそういうご趣旨なのかなと思いました。

あとは、たくさんあるものをどう消すのかという問題です。橋本先生ご指摘の、幾つか消したらあとは違法ではないのではないかと。たくさん相まって違法なのだからということで、これまたごもっともな話ながら、もちろん唐澤さんのようなご説明も1つあると思うのです。私としては、裁判所に削除要請が来るときにすごくたくさんの投稿があって、それは来たものを削除するということだと思うのです。仮にこのうちの幾つかが消されれば、今あなたが問題にしているものは違法ではないのではないかという問題の立て方をすること自体が、そもそも仮定の話で、ハイポセティカルな問題設定だと思うのです。やはり全体としてすごくたくさん投稿があって、これはよくないというときには全部消すということで、その区別が特にできないとなると、全部消さなければ違法ですと。個別に消すのはどれを選べばいいのか分かりませんということであれば、全部を消すという選択肢しか残らないのではないかと思いますので、全然理屈は通っていないのですけれども、全部残すのは駄目、どれか選ぶのは選ぶ基準がないということであれば、全部消すということでいいのかと思いました。

○**宍戸** いかがでしょうか。森田先生、お願いします。

○**森田** 先ほどの唐澤さんの整理ですが、司法判断に馴染むかどうかという場合に、個々の投稿者全部まとめて被告にするというのは実際上難しいというのはそうだと思います。これに対し、プロバイダーに対する削除請求の場合には、被告となるのはプロバイダーであって、その背後に多数の投稿者がいるというだけですから、プロバイダーに対する訴訟

というのは実際上も提起可能だと思います。

問題は、その場合の投稿の違法性を判断するときには、個々の投稿ごとに一定の受忍限度を超えるかどうかを問題にしなくてはならないとするとクリアは難しい。これに対し、それらをひっくるめて全体として総和でもって受忍限度を判断するというのであれば、司法判断としても削除請求というのはいくらでもあり得ると思います。ただ、その場合には、複数の者の投稿を全体として評価して違法性を判断することになります。先ほどこれを客観的な関連共同性による共同不法行為の考え方により説明できるのではないかと申し上げましたが、そこがまだ法理としては確立していないのでハードルが高いと考えるときはクリアすることは難しいということだろうと思います。

それから、森先生が指摘された今の点については、従前の議論でも、例えば大気汚染の事例などで、ある河川に複数の企業が集まっていて、それぞれの汚染物質の排出量というのは受忍限度というか、一定の範囲にとどまっているが、それらが合わさると受忍限度を超えて一定の重大な被害をもたらすという場合に、共同不法行為として違法性が認められるとして、それでは各企業に対する差止請求はどうなるのかが問題となります。この場合に、それぞれの排出量をゼロにすることになるのか、それとも全体として排出量が受忍限度を超えないように、A企業はこの範囲で、B企業はこの範囲で、C企業はこの範囲でというように、それぞれの排出量を割り振って差止請求をするのか、といった議論がされましたが、これと同じような問題ではないかと思います。その場合は、各企業の操業を全部止めてしまうということではなくて、排出量の総量が受忍限度を超えない範囲であれば各企業は操業を継続することが認められ、それを充たすように各企業の排出量を割り振ることがありうべき解決だと思われます。それでは、各企業の排出量を定める基準をどうするかという点については、それぞれの排出量に応じて比例配分するなど、いろいろな議論はありますが、決め手には欠けるように思います。

ここでも、先ほどの投稿全体を削除するのではなく、こことここだけを削除すればよいのではないかという議論は、比例的に割り当てるという発想だと思いますが、具体的にどの投稿を削除することになるのかを特定する基準を考えることは難しいので、現実的な解決としては、投稿を全部削除して一度リセットするほかないだろうということであって、理論的に必ずそうなるということではないのだと思います。そうしますと、現実的な選択肢としてどういうものがあるかというのを、個々のケースに応じて判断していくということにならざるを得ないのではないかという感じがいたします。

○**央戸** 他にはいかがでしょうか。巻先生、お願いします。

○**巻** この問題を考えるときには、唐澤さんも指摘されていたように、インターネットの特性を踏まえる必要があると思います。現実の世界で、個々の表現としては受忍限度を超えないものが大量になされる、しかも、それが半永続的に残るといようなことはあまり考えられないわけですが、インターネットでは簡単に、一つひとつは受忍限度を超えないものが、大量にいろいろな人によって投稿されて、それが蓄積されていって、被

害者に非常に大きなダメージを与えるということがあります。ですので、法理としてどのようなものを考えるかということは、共同不法行為の問題も含めて今後検討していくべきことだと思いますが、少なくとも、インターネットの特性を踏まえて、被害者に対する救済をする必要があると思われました。

○ 穴戸 他にありますか。巻先生のお話の延長で言うと、個々の投稿者目線で考えていくというよりは、個々の投稿者がどんどん投稿している場所を提供しているインターネットのプロバイダーが、全体としてそういう非常に耐え難い、コンシューマー・ジェネレイテッド・メディア（Consumer Generated Media）という場所、あるいは何らかのサービスを提供していることによって、何か受忍限度を超える侵害が生じているので、そこで捕まえるということも、考え方としてはあり得るような気がします。共同不法行為構成だけではなくて。理屈をどう立てるかというのは、いろいろ難しいところがありますね。難しいというのは、両方あっていろいろ悩ましい、あるいはいろいろな発展可能性があると思ったところです。橋本先生、お願いします。

○ 橋本 大阪の知事が弁護士の懲戒請求を呼びかけた事件で、個別の懲戒請求自体は受忍限度を超えようはないのですが、ただ、呼びかけに応じてされた懲戒請求のトータルとしては違法性を帯びるのではないかというものがありませんね。判決の結論を覚えていないのですが、その判決が関係するのかなと、今の議論を伺っておりました。

○ 穴戸 橋本先生のおっしゃるのは、ご指摘を受けてそうかなと思うと同時に、憲法学者だと、明白かつ現在の危険の法理で、せん動罪の処罰を考えますが、個々の人というより、それを呼びかけて危険を引き出した人を独立にやっつけるという議論の立て方もあり得るような気もします。どう考えたらいいのか、これは今後の理論的な整理が待たれるところではあります。これは研究者が議論していると、いくらでも議論できそうなところだという気がいたします。

ひとまず、「特定の者が大量に投稿をしている場合」、それから「複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合」についてはいかがでしょうか。先ほど来同じようなことを申しておりますが、ひとまず、今、いただいたご意見を整理させていただいて、更に事務局において考えを深めるということでもよろしいでしょうか。そうであるとすると、更に難易度の高い(3)、資料3の6ページから書かれている部分です。「名誉感情侵害も肯定できない場合の対処の在り方」について、先ほど巻先生のご議論の正にど真ん中に位置するような論点かもしれませんが、これについてもご意見があればいただきます。いかがでしょうか。森先生、お願いします。

○ 森 まとまらないことを言って申し訳ないのですが、ここでは、ある意味緻密に整理が進んできていて、緻密にというのは、(1)と(2)で特定の者が大量に投稿している場合と、複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がなされて、それが受忍限度を超えている場合ということの議論を経て、この(3)に来ているということです。したがって、名誉感情侵害も肯定できない、権利侵害がないという前提でどうするかという、かなり絞られ

た、残された難しい問題だけにフォーカスする感じになっていると思うのです。

脚注で書いていただいたプラットフォーム研究会の提言ですが、すごく重要な問題を書いていただいています。例のプロレスラーの方の問題について考えたときに、たくさんあるということもそうなのですが、その一つひとつはもしかしたら軽いということもそうかもしれないのですけれども、やはり公共性があるのではないかという意見もありまして、公共性があったら、一個一個のことについて、それはもともと適法なのではないですかと。仮にたくさんになったとしてもです。

然は然りながら、そんなにたくさん来たらかわいそうでしょうと。プロレスラーだったら公共性があるのかないのかよく分からないぐらいですけれども、もう少し公共性が高かったら言われっぱなしでも仕方ないのかという話になる。そこで、権利侵害はないけれども、どうにかしてくれというところの1つの問題として、やはりプラットフォーム側の表現の自由ということを少し入れていただいたほうがいいのではないかと思います。今のヤフコメの批判されている問題についても、これはヤフコメの批判問題に始まったことではないですし、最近の批判問題、つまり皇室関連問題に始まったことではないですが、ヤフコメとしては、自分たちはこういうメディアであるということを宣言して、したがって、こういう情報も含まれ得るということやっていて、違法なものはもちろん消しますと。だけど、こういう場合には違法でないものも消しますというところが、ここで引用していただいているガイドラインや約款などのソフト・ローということですので、そこにプラットフォームの表現の自由とか、プラットフォームのどのような言論の場にするかという考え方みたいなものが前提になっているということをお書きいただいたらいいのではないかと思います。結論的に私は、ここに書いていただいたとおりで結構だと思います。

○ 央戸 本質的な問題提起をいただいたかと思います。それ以外に、人格権侵害が認められない場合の対処についていかがでしょうか。曾我部先生、お願いします。

○ 曾我部 森先生のご意見に賛成です。プラットフォームサービスに関する研究会などでの議論では、もっといろいろなサービスの仕様を活用すべきだという話が出ていました。コメントを見えにくくするとか、あるいは殺到した場合には一時的に閉鎖するといったこともあるかなと思うのですが、何かそういうサービス上の工夫が実際には重要なのだらうと思います。今の書きぶりだと、ソフト・ローに基づく削除を含めとか書いてあるので、別にこれに限らないという趣旨ではあると思うのですが、事業者の工夫に期待するというのであれば、そういうものも含まれるということだらうと思います。ここで書く必要があるかどうか分かりませんが、一応コメントだけさせていただきます。

○ 央戸 他にはいかがですか。巻先生、お願いします。

○ 巻 今の曾我部先生のご指摘は非常に重要だと思います。やはり、削除という非常に強い対応以外にも、多様な対応があり得ると思います。一時的なサービス停止といった、より緩やかな対応も含め、自主的な判断に委ねるということも一言書いていただくといいかと思いました。

○**央戸** 私が伺うのも変なのですけれども、このような救済のための仕組みを、プロバイダー、あるいはプラットフォーム事業者が作ることを期待されるという議論を、法務省でされることの意味合いですね。人権救済の一般的な施策としてこういうことをしてほしいということは、当然法務省からおっしゃることは非常に重要なことだと思うのですが、進んでそのような救済のための仕組みづくりをしていない場合に、そのことを全体として何か抽象的な人権救済の手續に乗せるとか、あるいは事業者が、ソフト・ローに基づく削除の枠組みを作っているのであれば、その中で本来対処すべきことを対処していないときに、対処してくださいということを個別に求めることがあり得るといことなのか。その辺について、もし今の時点で法務省としてお考えがあれば教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○**唐澤** 法務省の人権擁護機関で取り組んでいる調査救済手続ですが、基本的には特定人の権利・利益の侵害があることを前提としています。そのことの裏を返せば何かというと、抽象的な表現行為の良し悪しを国家権力の側で評価していったいいのかという問題があるので、そこは基本的には謙抑的にやっています。

他方、今回のこの問題もそうですし、次にあるヘイトスピーチの問題もそうなのですけれども、そうは言っても全てを白と黒に分けられるわけではなくて、グレーの部分、あるいはもう少し踏み込んでもいいのではないかというようなご指摘のある部分もあり得るのではないかと思います。特に今、複数の者による大量投稿の問題でもご指摘いただいたとおり、この問題に関して、事業者の自主的努力が求められることは共通の認識となっていると思います。もし、事業者の側で、きちんとガイドライン等に基づき書き込んでくださっているならば、法務省の人権擁護機関としては、これはガイドラインに基づけば正に削除できる場合に当たるので対処をお願いしますかというように言うことが考えられると思います。つまり、事業者の側がソフト・ローによって対処できるものについて、我々が被害申告を受けたとすれば、それを事業者に情報提供させていただいて削除を促すといったことは取り組めるので、ソフト・ローの整備をいただくことは、意味があるのではないかと考えております。

○**央戸** 分かりました。ありがとうございました。先ほど曾我部先生から問題提起がありましたように、いわゆるコンテンツモデレーションですよね。削除以外の対応を事業者側でやっていると。そして、そういうことについてもちゃんとやってくださいよということを求めることもあると、こういうことですかね。

○**唐澤** それをも含めた全体的な対応が期待されるのではないかと思います。

○**央戸** 森先生、お願いいたします。

○**森** ちょっと私も、先ほど央戸先生にお話いただくまで忘れていたといひますか、あまり考えていなかったのですけれども、確かにプラットフォームサービスに関する研究会は、あくまでも有識者の検討会ということですが、今もここでの話は何か有識者検討会みたいになっていますけれども、終われば、実務が動き出せば、それは法務省、ハダカの行

政機関としてやっていただくということになった場合に、どこまで行けるかなという話はちょっとあるかなと思っていまして、自主的対応をお願いいたしますというお願いをして、そのプラットフォームに通報なり要請なりを渡して、ご検討くださいというところは良いと思います。

例のインターネット・ホットラインセンターですが、あれは違法な情報について削除を求めるものですが、違法と判断したら「違法だから消しなさい」と言います。これは、きちんと判断できるようにその仕組みを構築しているわけですが、違法と判断できないものについては、もしかしたら適法かもしれないので、消せとは言えないので、単に渡して、「ご検討ください」と言うにとどめていまして、それ以外のことは言ってない。「インターネット・ホットラインセンター」は民間企業がやっていますが、ただ、警察の受託事業としてやっていますので、そういう意味では権力性がある程度あるということです。本件のほうが権力性は高いと思いますので、やはりちょっと手足を縛られるというか、ちょっとご配慮いただいたほうがいい面はあるかなと、先ほどの宍戸先生の話聞いて思いました。

○ 宍戸 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今の時点でご意見がないようであれば、こういう取組が求められる、特に事業者において取組が求められる部分もあり、しかもそれは多様なやり方があり得るということと、他方で、法務省の調査救済手続、あるいは法務省人権擁護局として、こういう問題についてどのように向き合うかということについては幾つかご指摘もあったということで、更に引き続き整理をさせていただけないかと思います。ひとまず論点4までよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、より厄介な論点かもしれませんが、論点5の「集団に対するヘイトスピーチについて」、先生方のご意見を伺いたく存じます。法務省のほうで資料4をご準備いただいておりますので、まず、ご説明をお願いできますでしょうか。

○ 唐澤 論点5に関する私案が資料4となります。この私案としての位置付け等については、これまで申し上げてきたとおりでございます。この私案の構成というか着想でございますけれども、作成するときいろいろと迷いました。

まず、いわゆる「ヘイトスピーチ」はそれ自体が多義的であるので、そこにきちんと枠をはめていくというときに、やはり1つの指標になるのは被侵害利益ではないかと考えました。と申しますのも、私どもでご議論をお願いしておりますのは、削除の問題でございますので、まずは出発点として民事上の差止めがどのような場合に認められるのかということを考えるということになります。そうすると、まずはヘイトスピーチの中でも表現行為が特定人に向けられている、そして、例えば名誉権であるとか名誉感情であるとか、被侵害利益が観念できるものを整理するのが適切ではないかと考えられたところです。

次に、表現行為が特定人に向けられていない、集団に対して向けられているものについて検討いたしました。この点、表現行為が特定人に向けられていないものの中でも、被侵

害利益を具体的に想定することができ、かつ、集団の範囲が特定できるなどして、表現行為が特定人に向けられた場合の考え方に引き寄せて考えることができるものについては、ある程度対応のしようがあるのではないかと考えました。

さらに、既存の枠組みでは、被侵害利益として何も想定できないものや、集団の範囲が特定できないものがある、これに対してどう整理ができるのかと。そんな3段階で考えていくといいのかなというように考えて整理を行いました。

お手元に参考資料としてマトリックスをお配りさせていただきました。この中で申しますと、一番左上の⑦「被侵害利益が想定される場合」の横軸と①「特定人に対する表現行為」の縦軸とが交差するところ、ここが出発点となります。次に、そこから右にずれていただいて、今度は⑦と②「集団に対する表現行為」の交差するところについて検討する。この②も(1)と(2)の2つに分かれ、(1)は①のほうに引き寄せて考えることができるのではないかと考えられます。以上に対して、下の④の横軸として、「被侵害利益が想定されない場合」があります。このような整理で書かせていただきました。

また、被侵害利益について、このテーマで注目すべきものとしては、名誉感情と私生活上の平穏を挙げることができると思います。この2つを正しく活用することで、対処が可能となる事案もあるのではないかと思います。また、特に、集団に対するヘイトであっても、少なくとも被侵害利益が観念できるものについては、事業者の自主的な努力が期待されることとなり得るのではないかと、それを促していくということになるのかなと考えています。そんな発想で作成させていただきました。

○ 央戸 ありがとうございます。それでは、この論点5につきましても、法務省の用意された資料4をたたき台としてご議論をお願いできないかと考えております。ヘイトスピーチの問題を考えるに当たっては、被侵害利益と表現行為の種類の相関関係を考えながら検討するということが、議論の手掛かりとしてはよろしいのではないかとと思われるところであり、そのように資料4をご準備いただいていると思います。具体的には、この(1)被侵害利益と表現類型を検討するとした上で、(2)で、ヘイトスピーチの問題において特に重要な問題となっている、集団に向けられたヘイトスピーチの問題を取り上げています。とは言え、集団に向けられたヘイトスピーチは、この(1)で挙げた表現類型の1つとも言えるところです。

そこでどうするかなのですが、結局、元に戻って申し訳ありませんが、この(1)と(2)について、まとめてご議論いただき、そしてその後の(3)の特定の個人の権利・利益の侵害が認められない場合の対処の在り方についてご意見をいただく、というように前半と後半を分けるということ、ひとまず進行としては考えましたが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、1番目の表現行為と被侵害利益、2番目の「集団等に向けられたヘイトスピーチ」のところから、順にご意見をいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。曾我部先生、お願いします。

○曾我部 考え方の筋道としては、今、ご説明いただいたようなことで異存はないのですけれども、やはり現実問題としては深刻な問題だということで、説明できる範囲で積極的に対応をしていくというのが望ましいと思っています。それとの関係で、識別情報の話ですが、これは以前も申し上げてご回答をいただいたような気もするのですけれども、確認も含めてお伺いします。確か、権利侵害を来しかねないといった、そういう位置付けで対応しているというご説明だったのではないかと思いますので、ヘイトスピーチの場合にもそういうロジックを何らか導入できないかということをし少し思ったりもします。

ただ、そうは言ってもヘイトスピーチも幅広いですので、どのように線引きしていくのかという問題はあって、識別情報は、範囲としては割と分かりやすいわけですが、ヘイトスピーチの場合は、その線引き問題がかなり難しいものになってくると思うので、そこは課題ではあると思うのですが、考え方として、そういうものも援用していくということはご検討いただけるといいのかなと思いました。とりあえず以上です。

○央戸 ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。森先生、お願いします。

○森 第3以降の集団等に向けられたものというのは非常に厄介な問題があるのですけれども、それより前の部分について様々なヘイトの形態があるということと、それが特定の人に向けられた場合に非常に大変な惨状であるということですよ。学校の前に行ってわざわざひどいことを言ったり、そういうのは本当にある意味、何を言ってもこれはひどいのだと思うのです。「我々の社会はお前たちを受け入れられない」とか、「お前たちの生まれには問題がある」とか、こういったことは、具体的には何を言っても権利侵害になるという感じはしております。そういう意味でその分類をさせていただいていますけれども、実際、現実にあったことを踏まえた適切な分類になっていると思いますし、全く問題なく整理していただいたのかなと感じました。

○央戸 ほかにいかがでしょうか。森先生、お願いします。

○森 すみません、ちょっと構成上の問題なのですけれども、13 ページから「(2)違法性及び差止請求権の判断基準」ということで、生命・身体、名誉・名誉感情、平穏な日常生活を営む権利と来て、(3)で「表現行為が選挙運動や政治活動等として行われた場合」というふうになるのですけれども、判例は割と特定のグループとか特定の団体とか特定の個人に向けられたようなものだったと思うのですが、(2)は、別に(3)とそこで区別しているわけではなくて、権利侵害とか違法阻却の総論的なところをまとめて検討するという事で整理されていると理解すべきなのではないでしょうか。

○央戸 いかがでしょうか。唐澤さん。

○唐澤 確かに、14 ページ目の(3)の選挙に関わるところはちょっと浮いているように思われると思います。どこに位置付けるかというのを悩むというか、1つの独立の第2.5というか、そんなものなのかもしれませんが、選挙運動について、必ずしも常に選挙運動だからといって許されるわけではないということ、どこかに書くべきではないかと考えまして、書くとしたらこの場所なのかなと考え、書きました。

○森 何となく個人的には集団的な発言、集団に対するものなのかなという気もしておりましたので伺いました。ありがとうございました。

○央戸 ほかにいかがでしょうか。

○唐澤 曾我部先生からご指摘いただいた識別情報の摘示との関係ということでございます。識別情報の摘示に関しては、次の論点6になります。この点、まず、識別情報の摘示というのは何なのかということでございますが、ある特定の地域を同和地区であると指摘する情報、これをインターネット上に摘示するものです。よくあるのはYouTubeの動画でございまして、紀行文とか、そのような旅行の風景であるかのように、特定の地域を同和地区と指摘しつつ道々を歩き回るような、そんな映像があります。こういうものが大きく問題になっているわけですが、これは先ほど曾我部先生もおっしゃられたとおり、対象が非常に明確でございます。まず、対象の地区が明確ですし、実際にそこにお住まいの方々とか、そのこの出身の方々というのはいらっしゃいます。そういうの方々にとってみれば、ようやく収まった、あるいは知られずにすんでいる情報が、また明らかになってしまうということで、ある程度権利侵害性が認めやすいのかなというように考えています。

これに対し、ヘイトスピーチの難しさというのは、やはりその対象が明確ではないことだと思います。政治的な意味合いによる表現から、そうでない表現まで多様な表現があるので、一言「ヘイトスピーチだからどうする」ということが、やはり言いにくいのかなと考えています。そこが大きく違うので、ヘイトスピーチと識別情報の摘示とは別の議論が要るのではないかと、もちろん重なり合う部分もありますけれども、そのように考えているところでございます。

○央戸 曾我部先生、何かございますか。

○曾我部 ヘイトスピーチはリアルにマイノリティ当事者にとって脅威なわけです。もちろん先ほど申し上げたとおり、線引き問題というのはあるわけですが、例えば一般的な民族の蔑称みたいなものが連呼されるというのは、確かにこれは一般的な蔑称なのであって、個人の名誉毀損とかではないわけですが、やはり当事者にとってはそんな区別はあまり意味がなくて、やはり精神的苦痛を受けるということもあるでしょう。そもそもこれほどのように位置付けるか難しいのですが、一般に使われているサービスで、そういうものにもいつ出くわすか分からないということは、やはりそのサービス自体の利用を躊躇する原因にもなっていくわけですね。

なので、そういう意味では、なかなか言語化し難い様々な不利益があるわけなので、そういうものも踏まえた判断というものが求められるところで、何らかの線引きによって、これは権利侵害に準ずるもの、あるいは権利侵害のおそれが高いというような位置付けのものも、一定カテゴリー化できると望ましいのかなと思います。すみません、長くなりました。

○央戸 ほかにご意見はいかがでしょうか。森先生、お願いします。

○森 今の皆様のお話、特に曾我部先生のお話を伺って考えていたのですが、第3の問題

があまりにも困難な問題であるがゆえに、やはりこの第2と第3の間にちょっとギャップがあるのかなど。この裁判例3つは、全て認容ですけれども、これは特定の人に向けられて、こういうデモだったりとか、こういう発言だったりとか、こういうまとめ記事がありましたということですので、その特定の人に対する問題があれば、ここに整理していただいたような利益の侵害を理由にして、削除が認められるのだということ、一旦、対特定の人でまとめていただいて、選挙運動その他の集団に対する言及については、第3でまとめていただくというほうがいいのかとちょっと思いました。以上です。

○**央戸** ほかにいかがでしょうか。巻先生、お願いします。

○**巻** ヘイトスピーチの問題というのは、権利侵害が認められないと差止めなどなかなか難しいと思うのですが、個人の権利侵害にとどまらない、公共的な空間を歪めるというマイナス要素が非常に大きいと思います。少なくともプロバイダー等との関係におきましては、個人の権利侵害とは認められなくても、公共的な空間を歪めるという問題があることについて指摘していただくといいかなと思いました。

特にインターネットにおきましてヘイトスピーチが拡散されますと、公共的な事柄について冷静に討論するという場が失われてしまいます。憎悪を煽ったり偏見や差別を助長したりすることによって、公共的な熟議の場が損なわれるという問題は非常に大きいと思いますので、少なくともソフト・ローとの関係においては、そういった点を指摘していただくといいかなと思います。

○**央戸** ほかにいかがでしょうか。森田先生、お願いします。

○**森田** 個人に向けられたヘイトスピーチと、集団等に向けられたヘイトスピーチの相互の関係ですが、集団に向けられたというのは、結局最後のまとめとして「考え方の方向性」で示された考え方によると、集団と言ってもそれは個人の集合体であって、集団の構成員の範囲がある程度特定していれば、個人に向けられたヘイトスピーチの問題に還元されるということだとすると、両者が質的に違うというよりは、そこは何か相対的な違いにすぎないと言っているように見えます。ヘイトスピーチというのは、ある人が帰属する集団の属性との関係で成り立つものなので、個人に向けられていても、それはやはりその個人が帰属する集団の属性を問題にしているという点では、集団に向けられようと個人に向けられようと、その人固有の属性を問題にするものではなく、集団の属性を問題とするものであるということが出来ます。その意味では、ヘイトスピーチは常に集団に向けられているということもできるように思います。

そして、ヘイトスピーチの被侵害利益については、生命・身体への危害が及ぶ恐れとか、生活上の平穏を害するというのは、ヘイトスピーチによるものであろうとなかろうと、そういうことが起これば、それはそれとして人格権侵害になるので、生活上の平穏とか、生命・身体を除いて、ヘイトスピーチに固有の問題をくくり出すとすれば、それは名誉感情の侵害というのがヘイトスピーチの被侵害利益であると捉えることができるのではないかと思います。その名誉感情の侵害の程度が一定程度に達すると人格権の侵害として違法性

が認められるが、ヘイトスピーチが特定の人に向けられている場合には、侵害の程度が濃くなるのに対して、複数の人に向けられている場合には、個々人に対する侵害の程度というのは薄くなるので、そこが拡散してくることになる、そういう図式で描かれているような感じがします。集団に向けられたヘイトスピーチに固有の問題というのは、侵害の程度の濃淡の問題であって、相対的な違いにすぎないのか、それとも質的な違いがあるということなのか。必ずしもよく分からないところが少し残っているように思います。

○**央戸** 唐澤さん、いかがでしょうか。

○**唐澤** ご指摘のとおりだと思います。先ほどのマトリックスでL字の逆と申しますか、一番右上の横軸⑦と②の(ii)とが交差する部分と、それから下の横軸の④の部分と、ここが本当の意味でのヘイトスピーチ固有の問題かなというように思います。そこについてどのように対処するかが究極的な問題ということだと思います。私どもの考えでは、一番右上の②の(ii)というのは、特定人の権利利益の侵害は想定できないけれども、被侵害利益を想定すること自体はできるのであるから、事業者さんたちにおいても比較的削除に向けて積極的に取り組みやすい部分なのではないかと考えています。なので、この部分は、事業者さんたちにおいて、特に取組をお願いできればと思うのです。

更に言うならば、被侵害利益が想定されない下の段に行くわけですけれども、この下の段も、ある程度上の段に近い表現行為があれば、すごく遠いものもあるだろうというように考えていて、少なくとも近いものについては、更に事業者さんの取組をお願いできればなど、そんな発想であります。

○**央戸** 今、ご説明いただいて、このマトリックスの全体像は大分分かりました。森先生、お願いします。

○**森** すみません、マトリックスについてですが、②の下の(i)と(ii)の特定人の利益を侵害しているかどうかということは、どのような区別をされているのでしょうか。

○**央戸** 唐澤さん、お願いいたします。

○**唐澤** ここについては20ページ目から21ページ目にかけて書かせていただいたところが1つのメルクマールになるのかなというように思っています。例えば20ページの下から3行目でございますけれども、そこに書かせていただいたような事情、集団の規模とか特定の程度、それから構成員の数とか、そういうものである程度絞ることができ、個人に還元できるものというものはあるのではないかと考えています。

○**森** ありがとうございます。よく分かりました。

○**央戸** まだまだ当然ご議論いただかなければいけない点は多いのですが、ちょうどよい時間となりました。今日は、この表現行為と被侵害利益、それから集団等に対するヘイト、その前提としてのマトリックスについて、大分ご議論いただきました。

次回、この続きと、それから既にご議論の中に若干出てきていますけれども、権利侵害が認められない場合の対処についてもご議論をさせていただけないかと思っております。そして次回は、今、申し上げましたとおり論点5から議論を再開し、論点6までで議論を

終えて、論点 7 に入るようにさせていただけないかと考えているところです。

それから、これまでのご議論の取りまとめにつきましては、これまでも確認させていただいておりますけれども、事務局と中間取りまとめに向けた準備を行い、先生方にこの場でいただいたご議論・ご指摘、それを整理した上で、改めて委員の皆様方にお示しさせていただきたいと考えているところです。

次回は、先ほど申し上げましたとおり、この続きをやるということですが、11 月 24 日水曜日の 19 時から 21 時と、いつも夜遅くで恐縮ですが、先生方のご都合が一番よろしそ
うだということで事前に承知しておりますが、この日程でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次回は今申し上げたとおりとさせていただきたい
と思います。以上で第 7 回の会合を終了とさせていただきたいと思います。どうもありが
とございました。